

随意契約理由書

1	業 務 名	阪神高速道路DX 推進に係る先進技術等の調査検討業務
2	業 者 名	(一財)阪神高速先進技術研究所
3		
<p>本業務は、阪神高速グループがDX を推進した未来像を整理し、実現するために必要となる先進技術等（AI その他のデジタル技術及びその応用・複合技術をいう。以下同じ。）の調査を行ったうえで、研究・技術開発が必要なテーマを整理し、ロードマップの提案を行う業務である。なお、DX はインフラマネジメント、モビリティサービス、防災の各分野を対象としており、部門横断的な研究・技術開発の検討を行うものである。更に、高度な研究・技術開発に係る検討に際しては有識者委員会を組織するなどして、課題の抽出及び課題に対する解決策の提案を行うものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、阪神高速DX は対象範囲が広いため、</p> <p>① 先進技術等の調査、研究・技術開発に関して部門横断的かつ中長期的な視点で整理ができ、高度な研究・技術開発項目に関して有識者委員会を組織するなどして、学識・有識者に諮ることで妥当性を確認し、検討が可能であること。</p> <p>② 阪神高速DX を推進するには部門横断的に先進技術等の利活用を行う必要があることから、阪神高速道路事業を熟知し、研究・技術開発に関して豊富な知識と経験を有すること。</p> <p>③ 阪神高速グループにおける過年度からの調査研究実績を考慮した検討が可能であること。が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、阪神高速道路構造物の建設及び維持管理や道路に係るシステムの高度な研究・技術開発事項に関して長年にわたって継続的に関わっていることから</p> <p>① 部門横断的かつ中長期的な視点で整理ができ、高度な研究・技術開発項目に関しては先進技術等に関わる「スマートエクスプレスウェイ技術検討委員会」を既設組織として有しており、かつ当該委員会には当社技術審議会の委員も参画していることから、阪神高速道路に精通した学識・有識者による審議を踏まえた検討が可能。</p> <p>② 阪神高速道路事業を熟知しており、事業者としての視点に立った検討が可能</p> <p>③ 阪神高速グループにおける過年度の研究・技術開発内容を熟知しており、実績の利活用が可能。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定した。</p>		

本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。

以上

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。